

回覧

高住福第1779号

2019年2月4日

町民の皆様へ

高森町長 草村大成

(公印省略)

2019年度高森町保育所等入所申請追加募集について (お知らせ)

高森町では、国が予定している2019年10月からの保育料無料化に先行し、2019年4月から保育料を無料化することとなりました。

入所希望者の追加募集を行いますので下記の保育所等に入所を希望される方は、必要書類を確認し、期日までに提出されますようお願いいたします。

記

1 対象児童

高森町に住所があり保育所等に通園を希望する平成28年4月1日以前に生まれた児童

2 保育料

教育認定(1号)…保育料が無料になります。しかし、給食費、通園送迎費は今まで通り保護者の実費負担となります。

保育認定(2号)…4月からの保育料が無料になります。

※1号、2号の園児とも10月以降は給食費、通園送迎費は保護者の実費負担となる予定ですのでご了承ください。

3 対象施設

- ・色見保育園
- ・高森東保育園
- ・高森保育園
- ・認定こども園 高森幼稚園

※その他、高森町が委託契約している町外の保育園

4 申込み期間 : 2019年2月4日(月)~2019年2月27日(水)

※ 期間内に提出が無い場合は入園できない場合がございますので、やむを得ない事情により提出が遅れる場合は必ず事前に担当までご連絡ください。

5 提出先 : 高森町役場 住民福祉課 福祉係

6 提出書類

①支給認定申請書 …高森町役場 住民福祉課 福祉係で発行いたします。

(「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、手続きの際に個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。)

〔裏面へ続く〕

②家庭状況申告票

③ 自営業（農林業含む）、重度障害者や病人の看護等の理由がある方

⇒ 『就労（自営）・看護等証明書』（様式第2号の1）

※お住まいの地区担当民生・児童委員の証明が必要です。

④ 会社員、パート、アルバイト、内職等の方

⇒ 『就労（就労予定）証明書』（様式第2号の2）

⑤ 求職中又は雇用保険受給中等の方

⇒ ハローワークの『求職者登録証』又は『雇用保険受給者証』の写し

⑥ 平成30年1月2日以降に他の市町村から転入された方

⇒ 『平成30年度課税台帳記載事項証明書』

※H30.1.1現在の住所地の市町村から取り寄せが必要です。

①・②は必ず必要です。③から⑤はいずれか該当するものを添付してください。

(②・③・④の様式は高森町役場住民福祉課福祉係、野尻出張所、草部出張所及び町内各保育園、認定こども園に用意しております。)

⑤については該当する方のみ添付が必要となります。

この支給認定申請書により、町から区分認定を受け、その区分認定によって利用できる施設と保育内容が決められることとなります。

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居の場合は、児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合のみです。

- ①家庭外労働
- ②家庭内労働
- ③母親の出産等
- ④保護者の疾病等
- ⑤親族の介護・看護等
- ⑥家庭の災害
- ⑦求職活動
- ⑧就学（訓練）
- ⑨虐待・DV
- ⑩育児休業中等で既に保育を利用し継続利用が必要な場合
- ⑪その他児童が保育に欠ける事情があると町が認めた場合

7 認定証交付及び入所承諾通知について

支給認定及び入所承諾の決定は、家庭での保育が困難な児童（両親が共働き等）を優先して認定・判定します。（申込み順ではありません）

また、各保育園等の定員（クラス別定員含む）により入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※利用調整をする場合は個別に相談いたします。

支給認定については、審査に時間を要するため、入所判定結果は3月下旬までに申請者及び各保育園長宛てに通知します。

【担当・問い合わせ先】

高森町役場 住民福祉課 福祉係 重野 TEL 62-1111（内線133）まで